

神奈川県多文化共生ラウンジ実施要綱

制定 令和5年4月27日 神地振第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針(平成18年4月1日都市経営局国際政策課制定)」及び「横浜市国際交流ラウンジ取扱要綱(平成18年4月1日都市経営局国際政策課制定)」に基づき、神奈川区の国際交流ラウンジの設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 神奈川区の国際交流ラウンジは、その名称を「神奈川区多文化共生ラウンジ(Kanagawa Ward International Lounge)」(以下「ラウンジ」という。)とする。

(設置目的)

第3条 ラウンジは、「横浜市多文化共生まちづくり指針」における「日本人と外国人が相互理解を深め、共感を持って協働で創造的な活動に取り組む環境」を実現するため、外国人市民等に対して、身近な場で日常生活を中心とする様々な情報を提供するとともに相談に応じる等の支援を通して、外国人市民との共生を図ることを目的とする。

(実施主体)

第4条 ラウンジの実施主体は横浜市神奈川区役所とする。

(運営主体)

第5条 ラウンジの運営主体は業者選定委員会の決議等を経て神奈川区長が選定した団体に委託する。

(設置場所等)

第6条 ラウンジは、神奈川区長が指定する神奈川区役所周辺の民間建物に設置する。事業は原則としてラウンジで実施するが、必要な場合は、ラウンジ外の場所で行うことができる。

2 第7条各号に掲げる事業を行うため、ラウンジに次の各号に掲げるスペースを設置する。

- (1) 事務スペース
- (2) 相談・情報コーナー
- (3) 多目的スペース

(実施事業等)

第7条 ラウンジは、次の各号に掲げる業務・事業を行う。

- (1) 外国人市民に対する情報提供・相談
- (2) 情報の収集整理
- (3) 人材育成
- (4) 外国人市民との交流
- (5) その他、地域のニーズ等に応じて必要とされる事業

(開館時間)

第8条 ラウンジの開館時間は、原則として午前9時30分から午後5時30分までとし、また、午後8時までの開館日を週2日設けるものとする。なお、設定曜日については運営主体の提案をもとに区長が決定する。その他区長が必要と判断した場合は開館時間を変更できるものとする。

2 ラウンジの休館日は、週1日設けるものとする。なお、設定曜日については運営主体の提案をもとに区長が決定する。また、年末年始(12月29日から1月3日まで)及びその他区長が必要と判断した場合は休館とする。

3 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日のラウンジの開館時間は、前号で規定するラウンジの休館日にあたらない場合に限り、午前9時30分から午後5時30分までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ラウンジの事業に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月27日から施行する。